



狭山市防災基本条例をここに公布する。

令和 元 年 12 月 23 日

狭山市長

小野 剛

狭山市条例第 19 号

狭山市防災基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 防災を担う人づくりの推進 (第 8 条)
- 第 3 章 災害への備え (第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害に強い地域づくり (第 12 条—第 14 条)
- 第 5 章 災害応急対策 (第 15 条・第 16 条)
- 第 6 章 要配慮者への支援 (第 17 条・第 18 条)
- 第 7 章 復旧及び復興の対策 (第 19 条—第 21 条)
- 第 8 章 他の地方公共団体への支援 (第 22 条)
- 第 9 章 雑則 (第 23 条)

附則

日本各地において、地震による甚大な被害に加え、これまでに経験したことのないような大雨による甚大な被害に見舞われることが多くなってきています。

東日本大震災及び熊本地震においては、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況もあり、自助・共助の重要性が、認識されたところです。そのため、災害への対応については、公助のみならず、自助・共助による対応が欠かせないものとなっています。

こうしたことから、本市においても、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となっていく「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があることから、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組むために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業

者及び市の防災における責務及び役割を明らかにし、災害の予防対策、災害が発生した際の応急対策並びに復旧及び復興の対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域防災の充実及び強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れその他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 市民 市内に在住する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 自主防災組織 共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するために自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。
- (6) 防災関係機関 埼玉県警察、埼玉西部消防組合その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者及び市は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組まなければならない。

- 2 市民、事業者及び市は、本市の地域特性及び社会情勢を踏まえ、要配慮者をはじめとした多様な主体の視点を反映するとともに、災害による被害を最小化する減災の考え方を基本とし、防災対策に取り組まなければならない。
- 3 市民、事業者及び市は、防災に関する知識を習得し、災害から命を守る行動力を高め、及び助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに、後世に時代の変化に合わせて、これらを継承していかななければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 狭山市防災会議（狭山市防災会議条例（昭和39年条例第21号）第1条に規定する防災会議をいう。）は、前条に規定する基本理念を狭山市地域防災計画に

反映させなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自己及び家族の安全を確保するため、自ら災害に備えるよう努めるものとする。

2 市民は、相互に協力して防災対策に取り組むことができるよう、地域住民の良好な関係の形成に努めるものとする。

3 市民は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、事業者、学校等による防災対策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員、事業所への来所者及び周辺地域の住民の安全を確保し、生命を守るため、施設及び設備の安全管理に努めるものとする。

2 事業者は、災害による交通機関の停止により帰宅が困難になった者への対策及びその内容の従業員への周知に努めるものとする。

3 事業者は、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会の提供に努めるものとする。

4 事業者は、災害時において、事業活動を継続し、又は再開できる体制の整備に努めるものとする。

5 事業者は、市、防災関係機関等が実施する防災対策及び地域において実施される自主防災組織、学校等による防災対策に協力するものとする。

(市の責務)

第7条 市は、防災に関する普及啓発活動を推進するものとする。

2 市は、防災対策を円滑に実施するために必要なデータの整備及び保全並びにバックアップ体制の整備を推進するものとする。

3 市は、防災対策を円滑に実施するために必要な体制の整備及び強化を図るものとする。

4 市は、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した防災対策を推進するものとする。

第2章 防災を担う人づくりの推進

(防災に関する知識の習得等)

第8条 市民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めるものとする。

2 市は、防災に関する教育及び防災訓練を充実させていくものとする。

- 3 市は、地域の防災活動を支える防災リーダーとなる人材の育成に取り組むものとする。
- 4 市は、災害発生時に迅速かつ的確に災害対応を実施できるよう、研修及び訓練により市職員の防災に関する知識及び技術の習得に努め、防災意識の向上を図るものとする。

第3章 災害への備え

(市民の備え)

第9条 市民は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 家族等の安否確認の手段の取決め
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 非常持出品の準備
- (6) 家具等の転倒防止及び落下防止の対策
- (7) 自宅の耐震性の確保
- (8) その他災害に必要な備え

(事業者の備え)

第10条 事業者は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 従業員の安否確認の手段の確保
- (2) 災害情報の入手手段の確保
- (3) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食料及び飲料の確保
- (5) 事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策
- (6) 施設の耐震性の確保
- (7) その他災害に必要な備え

(市の備え)

第11条 市は、情報の収集及び伝達体制の整備及び充実、備蓄体制の充実及び強化、応援の受入体制の整備、公共施設の耐震化その他の災害に備えるために必要な施策に取り組むものとする。

第4章 災害に強い地域づくり

(自主防災組織の結成及び充実)

第12条 市民は、共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うことを目的に、自主防災組織の結成及び充実に努めるものとする。

2 市は、自主防災組織の結成及び充実のため、積極的な支援及び協力を行うものとする。

(自主防災組織のネットワークづくり)

第13条 自主防災組織は、平常時からつながりを持ち、それぞれの有する防災に関する知識、経験等を共有するとともに、平常時及び災害時において、相互に連携し、効果的な活動を行うことができるよう、組織のネットワークづくりに取り組むものとする。

2 市は、自主防災組織のネットワークづくりに積極的な支援及び協力を行うものとする。

(防災のための地域の連携)

第14条 自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、災害時の応急対応において相互に連携するために、平常時からつながりを持つことに取り組むものとする。

2 自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成に取り組むものとする。

3 市は、前2項の規定による取組に積極的な支援及び協力を行うものとする。

第5章 災害応急対策

(市民及び事業者の災害応急対策)

第15条 市民及び事業者は、災害時において、生命、身体及び財産を守るため相互に連携し、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
- (2) 出火の防止及び初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 近隣住民の避難支援
- (5) 市と連携した避難所の運営
- (6) 市と連携した炊き出し等の給食及び給水の活動
- (7) その他必要な災害応急対策

(市の災害応急対策)

第16条 市は、災害時において、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機

関等と連携した災害応急対策に取り組むものとする。

第6章 要配慮者への支援

(市民及び事業者による支援)

第17条 市民は、平常時から地域の要配慮者を把握するとともに、顔の見える関係を築くことに努め、災害時には、避難することが困難な要配慮者の支援に努めるものとする。

2 事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

(市の支援)

第18条 市は、災害時において、要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から支援体制の整備を進めるものとする。

2 市は、地域における連携及び協力を促し、自助・共助・公助の役割に基づく要配慮者の支援対策を行うものとする。

第7章 復旧及び復興の対策

(市民の復旧及び復興の対策)

第19条 市民は、災害時において、相互に協力し、速やかに自らの生活の再建を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の復旧及び復興の対策)

第20条 事業者は、災害時において、市民生活の安定化に資するため、事業の継続又は速やかな再開に努めるとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するよう努めるものとする。

(市の復旧及び復興の対策)

第21条 市は、災害時において、市民生活が再建し、並びに事業者の事業が継続し、及び速やかに再開されるよう、市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関、ボランティア等と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。

第8章 他の地方公共団体への支援

第22条 市は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生した場合において、支援が必要と認めるときは、被災した地方公共団体に必要な支援を行うものとする。

2 市民及び事業者は、前項に規定する支援に協力するよう努めるものとする。

第9章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。